

令和8年度宮城県農林産物品評会（果実（なし・ぶどう）部門）開催要領

（目的）

第1 果樹生産者の生産意欲の高揚と生産技術の向上を図り、果樹の生産振興に寄与することを目的として、令和8年度宮城県農林産物品評会（果実（なし・ぶどう）部門）（以下「品評会」という。）を開催する。

（主催）

第2 宮城県、宮城県園芸協会

（会期及び会場）

第3 この品評会の会期及び会場は、次のとおりとする。

期 日	内 容	会 場	
令和8年9月15日(火)	搬入	品評会準備会場	県庁10階 農政部会議室
令和8年9月15日(火)	審査打合せ 審査	審査会場 審査会場	県庁10階 農政部会議室 県庁10階 農政部会議室
令和8年9月16日(水)	展示	展示会場	県庁1階 県民ロビー
令和8年12月上中旬	表彰式※	表彰式会場	農業・園芸総合研究所 講堂

※表彰式は、宮城県園芸協会主催の「宮城県なし栽培研修会」及び「宮城県ぶどう栽培研修会」で表彰予定。

（出品規程）

第4 この品評会への出品は、別に定める出品規程による。

（審査）

第5 この品評会の審査は、別に定める審査方法及び審査基準による。

（表彰）

第6 第5の審査により、優秀な出品物生産者に対して宮城県農林産物品評会表彰要領に基づき知事賞を授与し、これを表彰する。

2 次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

（1）家族経営協定を締結していること。

（2）推薦書などにおいて経営主の配偶者の作業分担、従事日数などがおおむね5割に達していることが確認できること。

（3）農業改良普及センター所長による意見書が添付されていること。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

令和8年度宮城県農林産物品評会（果実（なし・ぶどう）部門）出品規程

第1 出品物の規格等

（1）出品物

ア なし（日本なし、西洋なし）

イ ぶどう（大粒系）

（2）出品資格 出品者が販売を目的として自ら生産したもので、本県産に限る。

（3）出品規格

ア なしは、5 k g（ダンボール箱）及び1個（食味確認用）とし、荷造り、包装が県青果物標準出荷規格によるものとする。

イ ぶどうは、2 k g（ダンボール箱）及び1／2房（食味確認用）とし、荷造り、包装が県青果物標準出荷規格によるものとする。

（4）同一家族の出品と明らかに認定し得るものは、その優秀なもの一点について審査し、その他のものは参考品として展示する。

（5）出品物には、別に定める出品票（様式1）に所要の事項を記載し添付する。

なお、出品票（様式1）の特記事項の欄には、出品者が特に強調したい事項（省力樹形での栽培等）を記入する。（審査基準第2の（3）に該当する場合は記載する。）

（6）出品物を広く県民へPRできるよう、PR用資料の添付（チラシ・注文票等）は自由とし、出品物とともに並べ、資料を配付できるようにする。

第2 出品物の申込み

（1）出品者は最寄りの農業改良普及センターに出品申込みを行う。

（2）各農業改良普及センターは申込書（様式2）を令和8年8月31日（月）までに園芸推進課園芸振興班に報告する。また、内容に変更が生じた場合は、直ちに園芸推進課園芸振興班に報告する。

（3）出品物は、関係機関と協力の上、各農業改良普及センターに集荷する。

（4）各農業改良普及センターは、出品票（様式1）を作成し、出品物に添付の上、品評会準備会場に搬入する。

第3 出品物の搬入

（1）出品物の品評会準備会場への搬入は、各農業改良普及センターが責任をもって行うものとする。

（2）出品物の搬入は令和8年9月15日（火）とし、搬入時間及び搬入経路は、別途通知する。

（3）受付に際しては、申込書（様式2）を1部作成し、受付係の確認を受ける。

第4 出品物の取扱い

（1）出品物の販売は行わず、県内福祉施設等に寄付する。

（2）出品物のうち、出品者から返却希望があった場合は、農業改良普及センターと協議の上、審査の後返却を行うものとする。

注）出品物の販売は行わないことを出品者に十分な説明をお願いしたい。また、知事賞を授賞した出品物は、基本的に展示を予定している。

第5 出品物の審査

（1）審査は、以下のとおり実施する。

①審査日程：令和8年9月15日（火）

②審査会場：宮城県行政庁舎１０階 農政部会議室

- (２) 出品物で優秀なものに対しては、別表の賞の被表彰者を選考する。ただし、出品総数によっては賞が減少する場合がある。
- (３) 出品者は、出品物の審査を辞し、これを拒み、又は審査決定に対して異議の申立てをすることはできない。

第６ 出品物の展示

- (１) 展示は令和８年９月１６日（水）に宮城県行政庁舎１階県民ロビーで実施する。
- (２) 出品物の状態等によっては展示を行わないことがある。

附 則

この規則は、令和８年７月２３日から施行する。

別 表

表彰名	選考内容
(１) 宮城県知事賞１等	審査会で、最も優秀とされた出品物に対し、１点を交付する
(２) 宮城県知事賞２等	おおむね３０点以上出品された場合、審査会で、２番目に優秀とされた出品物に対し、１点を交付する
(２) 特別賞（宮城県園芸協会理事長賞）	審査会で、知事賞の次に優秀とされた出品物に対し、１～２点を交付する

令和8年度宮城県農林産物品評会（果実（なし・ぶどう）部門）審査方法及び審査基準

第1 審査方法

- （1）審査は、別紙審査員による比較審査の方法により行う。
- （2）審査は、慎重に、かつ、公平に行うものとする。
- （3）その他疑義ある場合は、審査員長の指示を受ける。

第2 審査基準

- （1）審査は、出品規格に合致するものについて行う。
- （2）審査は、以下の視点により行い、特に品種の特性に重点をおく。
 - ①品種固有の特性を具備するもの
 - ②形状、大きさが均一なもの。また、色たくの優れたもの
 - ③病虫害の被害・その他の損傷がないもの
 - ④食味の良好なもの（糖度計、実食等）
- （3）みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度で認定を受けている農産物及びエコファーマーの認定を受けている生産者の出品物は、比較審査段階で同レベルの場合、加点要素の1つとする。
- （4）消費者の視点で外観等を見た場合、おいしさ、新鮮さ、栄養価等につながる特徴が見られる場合に加点要素の1つとする。